

# 山口県報

平成21年  
2月27日  
(金曜日)

一項に規定する病院及び診療所でなくなった。

平成二十一年二月二十七日

名 称	山口県知事
所 在 地	二井関成
医療法人社団康香会しげおか病院	萩市大字今古萩町三〇の一
三隅外科・胃腸科	山口市小郡下郷一一二四の一

## 山口県告示第七十八号

救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項の規定により、次の病院を救急病院として認定した。

平成二十一年二月二十七日

名 称	山口県知事
所 在 地	二井関成
認定が効力を有する期限	

山口県厚生農業協同組合連合会滝部病院	下関市豊北町大字滝部三六六九の一	平成二三、六、一八
萩むらた病院	萩市大字今古萩町三〇の一	"
岩国市医療センター 医師会病院	岩国市室の木町三丁目六番一一号	七、二三
岩国市立錦中央病院	錦町広瀬一〇七二の一	八、九
岩国市立美和病院	美和町渋前一七七六	平成二四、三、一九

## 山口県告示第七十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三條の三において準用する同法第三十条の二第一項の規定による通知の相手方が知れず、又はその所在が不分明であるため、同法第一百八十九条の規定によりその通知の内容を掲示した。

その要旨及び掲示場所は、次のとおりである。

平成二十一年二月二十七日

山口県知事 二井関成

## 山口県告示第七十七号

次の医療機関は、救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項の規定により、次の病院を救急病院として認定した。



救急病院等でなくなった医療機関（地域医療推進室）

告示

救急病院の認定（地域医療推進室）

告示

保育林の指定施設要件を変更する予定である旨の通知の内容の要旨及び掲示場所

告示

道路の区域の変更（道路整備課）

告示

道路の供用の開始（道路整備課）

告示

宇部都市計画及び阿知須都市計画下水道事業の事業計画の変更認可（都市計画課）

告示

熊毛都市公園事業の事業計画の変更認可（都市計画課）

告示

公告

告示

特定非営利活動法人の設立の認証の申請（県民生活課）

告示

障害者自立支援法の規定に基づく医療機関の指定（健康増進課）

告示

障害者自立支援法の規定に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定（障害者支援課）

告示

大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取（商政課）

告示

土地改良区役員の届出（農村整備課）

告示

県営清末地区湛水防除事業計画書の総覧（農村整備課）

告示

選管告示

告示

直接請求に必要な有権者の数

告示

一 通知の内容の要旨

平成二十一年二月二十七日

山口県知事 二井関成

萩市川上字飛石三三七八の一〇地先		区 間	道路の種類 路線名	県道 萩川上線	区 間	道路の種類 路線名	県道 下関長門線	区 間
新	旧		旧新別	新		旧	旧	
最最 広狭 一一 六六 〇〇	最最 広狭 一二 五二 二七	(敷地の メートル) 幅員	最最 広狭 一一 九六 九〇	最最 広狭 四一 八三 四四	最最 広狭 一一 〇〇 四〇	最最 広狭 一一 七一 七〇	敷地の メートル 幅員	最最 広狭 一一 九六 九〇
六六 六	六六 六	(延 メートル) 長	七一 八	九八 六二	四七 〇	一、 三四 五四 七	(延 メートル) 長	六六 〇
完了道路改良工事の による。		備 考	(一般用) の(重用) 区域	完了道路改良工事の による。	(一般用) の(重用) 区域		備 考	完了道路改良工事の による。



平成二十二年二月二十七日

山口県知事 二井 関成

## (六一) 障害者自立支援法の規定に基づく医療機関の指定

障害者自立支援法（平成十七年法律第二百一十三号）第五十四条第一項の規定により、自立支援医療を担当させる医療機関を次のとおり指定しました。

平成二十二年一月一十七日

二	施行者の名称
周南市	都市計画事業の種類及び名称
熊毛都市計画公園事業三・三・四高水近隣公園	事業地
事業施行期間	平成十四年五月十四日から平成二十六年三月三十日まで
周南市大字樋口	事業地

## (六〇) 特定非営利活動法人の設立の認証の申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十一条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請がありました。

同項第一号、第二号イ、第五号、第七号及び第八号に掲げる書類は、平成二十一年四月九日までの間、山口県環境生活部県民生活課及び山口県宇部県民局において公衆の縦覧に供します。

平成二十二年二月二十七日

山口県知事  
二井 関成

新堀田東町二番一  
山の田本町一番  
二番一七号

アカダ薬局才川店

有限会社アーティスト

あすなロ薬局

すみれ薬局垢田

定義は語られた由  
地域に根ざしたスポーツクラブとなることを目指して地域社会に対しサッカー競技の普及及び発展に関する事業を行うことにより、スポーツの振興及び青少年の健全育成に寄与すること。

名	医	療	所	在	機	地	關	事
大野薬局								
有限会社吉村薬局		称						
タカラサキ薬局長府店	下関市幡生本町一番三							
マエダ薬局	七号	伊倉町二丁目一番	号	下関市幡生本町一丁目	番七号	彦島本村町六丁目	番一二号	彦島本村町六丁目
きさらぎ薬局			号	安岡駅前一丁目四	番一二号	秋根南町一丁目一	番一二号	秋根南町一丁目一
アカダ薬局羽山店			号	羽山町二〇番一二	番一二号	新堀田南町一丁目	番一二号	新堀田南町一丁目
有限会社アカダ薬局	新下関		号	新堀田東町二丁目	番一二号	新堀田東町二丁目	番一二号	新堀田東町二丁目
アカダ薬局			号	山の田本町一番一	番一二号	小月茶屋二丁目一	番一二号	小月茶屋二丁目一
アカダ薬局才川店			号	長府才川二丁目一	番一二号	坂田町一丁目二〇	番一二号	坂田町一丁目二〇
有限公司さつき薬局	七九五の三		号	坂田町一丁目二〇	番一二号	上新地町三丁目一	番一二号	上新地町三丁目一
あすなろ薬局			号					
すみれ薬局坂田店			号					
しらゆり薬局			号					

" 平成一〇、" " 平成一九、" " 平成一〇、" " "

四、三、九、七、" " " " 三、" " 一、" " 七、五、四、三、一、" " 三、八、七、"

平成一九〇

四 " " 三 " 四 三 一 九 六 " 四 九 " 六 " 四 " " " 三 九 八 六 五

三栄堂薬局	石が口薬局	石が口薬局	一七号	石が口一丁目四番
めばえ薬局	めばえ薬局	めばえ薬局	三七号	石が口一丁目一一番
ムーン薬局高井店	えびす薬局	えびす薬局	二二号	三田尻一丁目一二番
星薬局	ミント薬局	ミント薬局	四号	八王子一丁目七番
ひまわり薬局下松店	ゆうき薬局	ゆうき薬局	二二号	下松市大手町一丁目四番
あおい薬局	すみれ薬局	すみれ薬局	二二号	青柳一丁目三番一
有限会社マリフ薬局	四の一〇	四の一〇	二二号	望町五丁目四番八
有限会社鞍掛薬局	七の一	七の一	二二号	大字西豊井一三一
石橋薬局	八号	八号	二二号	岩国市麻里布町三丁目一〇番一六号
こぶし薬局	六号	六号	二二号	玖珂町五〇四九の
あすか調剤薬局	番二号	番二号	二二号	山手町一丁目六番一
有限会社美川薬局	番二六号	番二六号	二二号	麻里布町五丁目四
岩国さくら薬局	番五号	九の二	二二号	藤生町一丁目一三〇
そうじう薬局中津町店	番一七号	一〇号	二二号	中津町一丁目一九
みき薬局	番一七号	一〇号	二二号	錦見六丁目一三番
みどり薬局	番一七号	一〇号	二二号	今津町一丁目一五

ひかる薬局周東店	一〇の二	周東町下久原一四
ファミリー薬局	七番一五号	南若国町三丁目一
成和薬局高水前店	番二三号	尾津町二丁目一三
トータス薬局光店	七号	光市浅江三丁目一七番一
レインボー薬局	の四	室積中央町三四四五
かなえ薬局	七号	島田六丁目一三番一
よしづ薬局	長門市仙崎二八三の四	
みすず薬局	三隅中三三九三	
ハート薬局	東深川一三八四の	
みのり薬局	一一	
ひとまる薬局	一二	
シクマ薬局	の七	油谷新別名九九六
しらかべ薬局	柳井市ニユータウン南町	
ドレミ薬局	伊保庄五六二の一	
有限会社すみれ薬局	二号	南町七丁目一一番
大内薬局	八号	中央三丁目一四番
桜木調剤薬局	二号	桜木二丁目一一番六
補生堂漢方薬局岐山 通り店	号	岐山通三丁目六
有限公司水上薬局	○番二〇号	新町二丁目九の三
二コ二コ薬局	新清光台二丁目一	
第一薬局糀町店	糀町一丁目一三	
きらきら薬局	の二	大字久米三一九九
ひまわり薬局大神店	三号	大神四丁目一一番





により、次のとおり縦覧に供します。

平成二十一年二月二十七日

山口県知事 二井関成

- 一 縦覧に供する書類  
県宮清末地区湛水防除事業計画書の写し

- 二 縦覧の期間  
平成二十一年三月一日から同月二十三日まで

- 三 縦覧の場所  
山口県農林水産部農村整備課



### 山口県選挙管理委員会告示第二十一号

地方自治法（昭和二十一年法律第六十七号）第七十四条第一項及び第七十五条第一項に規定する選挙権を有する者の総数の五十分の一の数並びに同法第七十六条第一項、第八十条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第八条第一項に規定する選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超える場合にあっては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次の表のとおりである。

平成二十一年二月二十七日

山口県選挙管理委員会委員長 上符正顕

県議会の解散の請求	県の事務の執行に関する監査の請求	廃県条例の制定又は改定の請求	直接請求の種類
下熊本郡選挙区 大島郡選挙区 市選挙区 市選挙区	大島郡選挙区 市選挙区 市選挙区 市選挙区	大島郡選挙区 市選挙区 市選挙区 市選挙区	根拠規定

七九六、  
〇四〇、  
〇三六、  
九七八

二六九、  
九四五

必要な有権者の数

一四、  
三九四

県議会の議員の解職の請求	知事の解職の請求	の請求
山周美柳長光岩下防萩山宇 陽南祢井門市国松府市口部 小市市市市選市市市阿市市 野選選選挙玖選選武選選 田挙挙挙挙区河挙挙郡挙選 市区区区郡区区選挙区 選挙区	一四、一一一四一三一五四 八、八〇一四二、五二、九〇七 一八二〇三九四一三四四七 一三六四六〇三四三三一 五八三九二八〇八三六六	第一条 地方自治法第八十条 第一項

平成  
二十二年二月二十七日発行

発行  
行所

山口県知事

定価一箇月 金二千七百円(送料共)